

次期学習者用端末調達に係る情報提供依頼（R F I）実施要領

1 本依頼の目的

本依頼は、令和10年1月1日に静岡市立小・中学校の学習者用端末を整備更新することを目的として、調達仕様の策定及び調達計画の立案に先立ち市場における金額、供給能力、納期、価格動向等の見通しを各事業者より広く収集し把握するため実施するものである。

なお、本R F Iは調達を約束するものではなく、また本R F Iの回答の有無が将来の調達手続において有利又は不利に取り扱われることはない。

2 情報提供の範囲

- (1) 本調達の範囲は別紙1仕様書を満たす学習者用コンピュータの賃貸借（レンタルまたはリース）に加えて、別紙1仕様書の通り、環境設計から構築、キッティング、納品、賃貸借期間内の通信費、運用・保守、賃貸借終了時の対応等も含めた業務を全て一括して調達する。
- (2) 文部科学省の「GIGA スクール構想の実現 学習者用 コンピュータ最低スペック基準」（令和6年4月17日）に示される基準を充足する機能・スペックを備えた機器の納入を想定すること。
- (3) O S選定の比較を行うため、仕様書における（ア）ハードウェア、（イ）ソフトウェア、（ウ）通信料、（エ）運用・保守、（オ）初期構築・キッティング、（カ）データ消去・端末回収、及びリース料について、各項目をそれぞれ算出すること。
- (4) 補助金額分（補助基準額（1台当たり50,000円（税別））に整備台数（児童生徒分＋予備機）の3分の2を乗じた金額もしくは、契約単価（補助対象となる端末本体等相当額）に整備台数の3分の2を乗じた金額のいずれか低い額）は、「GIGA 補助金」として見積額に提示し、合計金額から差し引くこと。
- (5) 見積金額は端末O Sごとに提示し、60か月の総価及び月額を提示すること。原則として指定する2種類のO Sの見積提示を依頼するが、理由を明記して見積不能とする場合はどちらか片方のみの提示でも構わない。
- (6) (1)～(5)を満たす上記の概算見積書（様式は自由とする）に加え、別紙2の回答書を記載し提出すること。なお、現時点で回答困難な項目については「未定」「回答困難」と記載しても差し支えないが、その理由を明記すること。また、将来的に変更される可能性がある事項についてはその旨を明記すること。

3 情報提供の前提条件

- (1) 児童生徒数（令和8年5月1日時点） 40,739人
(内訳) 小学校 27,045人 中学校 13,694人 詳細は別紙3学校一覧のとおり

(2) 予備機 6,110 台 (40,739 人の 15%)

(3) 小学校数 78 校 中学校数 42 校 中学校分校数 1 校

(各区内訳)

	葵区	駿河区	清水区
小学校	34	18	26
中学校	17	9	16
中学校分校	1	0	0

4 質問について

(1) 質問の方法

質問票(様式自由)に必要な事項を記載の上、以下のとおり電子メールにて送付すること。電子メールにて個別に質問者に対して回答する。

ア メール送付先：静岡市教育委員会教育局教育センター

イ メールアドレス：kyouiku-c@city.shizuoka.lg.jp

ウ 表題：【次期学習用端末調達に係る RFI】質問(貴社名)

5 その他

- (1) 本依頼は、学習者用端末の整備・更新に関する OS 選定、機器や価格等の各種情報を得るためのものであり、将来の調達を約束するものではない。
- (2) 提供を受けた資料等の内容を、令和 9 年度調達の仕様書に記載する場合がある。また、提供を受けた情報・資料に関して後日問い合わせ及び資料追加の依頼を行う場合がある。
- (3) 上記 1～4 のほかに、学習者用端末の運用に関して有用な取り組みがあれば費用計上とともに提案も可能とする。
- (4) 提供を受けた資料等の内容について、必要に応じて本市組織内で担当者等へ写しの配布を行う場合があるが、情報提供者へ断りなく組織外へ提供することはない。
- (5) 提供された資料については返却しない。
- (6) 情報提供に係る費用は全て情報提供者の負担とする。